

第 4 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 8 月 2 9 日 提 出

大山崎町長 前川 光

専 決 処 分 書

令和元年度大山崎町一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法第
179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 1 1 日

大山崎町長 前川 光

令和元年度大山崎町一般会計補正予算（第２号）

令和元年度大山崎町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条 債務負担行為の変更は、「第１表 債務負担行為補正」による。

令和元年 7 月 1 1 日 専 決

大山崎町長 前川 光

第1表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
情報系ネットワーク サーバ機器等借上事業	自 令和2年度 至 令和6年度	21,500千円	補正前に同じ	24,200千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項		限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国府支出金	地方債	その他	
情報系ネットワーク サーバ 機器等借上事業	補正後	24,200	—	—	自 令和 2年度 至 令和 6年度	24,200				支出の総額